

不服申立規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下、「本連盟」という。）と本連盟に所属する競技者等（スポーツ仲裁規則第3条第2項が定める競技者等をいう。以下、同じ。）との間の紛争の解決機関について定めることを目的とする。

第2条（スポーツ仲裁機構による紛争解決）

本連盟が行った決定事項に対する競技者等からの不服申立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

以上

平成29年5月9日制定